

一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座に関して 第 10 回人材開発分科会でご審議いただきたい主な論点について

一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座の考え方に関し、「人づくり革命基本構想」等に示された方針、現行一般教育訓練給付制度・実態、関連諸制度等を踏まえ、第 9 回人材開発分科会の審議で示された意見等を反映した、第 10 回人材開発分科会でご審議をいただきたい主な論点は以下のとおり。

1. 一般教育訓練給付の拡充の対象講座のコンセプトについて

(※下記の論点を踏まえた 1. の内容等について、資料 1—3、16 頁以降を参照)

- 専門実践教育訓練が中長期的キャリア形成を目的にすることとの関わりで、「人づくり革命基本構想」等に基づく一般教育訓練給付の拡充についての「キャリアアップ効果の高い」という基本コンセプトを、社会的有用性という観点を含め、具体化、差別化するべきではないか。
- その際、人手不足分野（業種・職種）での人材確保、生産性向上寄与、就職実現に向けた即効性の高さなどを、「キャリアアップ効果の高い」という基本コンセプトの具体化の視点として位置づけることが考えられるのではないか。
- 教育訓練給付制度全体としての、職業分野・水準、ターゲット・キャリアアップの類型等の主要な政策着眼点に鑑みた量的カバレッジやバリエーションの幅等も点検しつつ、一般教育訓練給付の拡充の対象とすべき講座のコンセプトを検討すべきではないか。
- 企業が主体となるべき教育訓練との関係性、労働者等の自己啓発の実態や課題等を踏まえつつ、一般教育訓練給付の拡充の位置づけやコンセプトの明確化を図るべきではないか。
- 雇用保険制度の一環としての制度的位置づけも踏まえて、コンセプト、具体の制度設計について検討を進めるべきではないか。

2. 具体の対象となりうる各講座類型について

(※下記の論点を踏まえた 2. の内容等について、資料 1—3、23 頁以降を参照)

- 「人づくり革命基本構想」等に示された方針、また、教育訓練の質保証の実効性、専門実践教育訓練との関係性等を踏まえ、少なくとも以下の課程類型については対象講座として想定され、また、それぞれ、1. の諸論点を踏まえ整理された基本コンセプトとの整合性に加え、以下の観点から検証・検討を行う必要があるのではないか。

○これら検討を具体化の上で、対象講座の質保証をわかりやすく、かつ確実に行う等の観点から、専門実践教育訓練の制度設計も参照し、対象課程を「ポジティブリスト方式」で特定することが考えられるのではないか。

【現行一般教育訓練で制度上も実態上も対象となっている課程類型】

(A) 公的職業資格の養成課程（短期）・試験合格目標講座等

○公的職業資格であるかどうかの別、養成課程（短期）・試験合格目標講座等の別、職業・産業等の分野の別を、キャリアアップ効果との観点でどのように捉えるか。

○公的職業資格以外に、一定の要件を満たす民間資格の取得目標講座について検討対象とすることは考えられないか。

(B) IT試験合格目標講座

○専門実践教育訓練の対象課程類型となっている高度IT資格取得目標講座との関わりで、相互の役割分担、段階的な受講の積み上げ等の活用について、どのように整理するか。

【現行一般教育訓練で制度上対象に位置づけられ得るが、実態上は計画段階の課程類型】

(C) 新たなITパスポート試験合格目標講座

○具体的な検討の前提として、ITLS及びその1級に準拠した新たなITパスポート試験のそれぞれの制度構想、養成が見込まれる人材像、これを踏まえ期待されるキャリアアップ効果等について検証する必要があるのではないか。

○その際、特に、いわゆるITリテラシーのキャリアアップ効果の観点での有用性や、本制度により見込まれる習得・評価の効果、他の手法での代替性等についてどのように評価するか。

(D) 文部科学大臣が認定する短時間のプログラム

○具体的な検討の前提として、文部科学大臣が認定する短時間のプログラム（短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム）のそれぞれの制度構想、養成が見込まれる人材像、これを踏まえ期待されるキャリアアップ効果等について検証する必要があるのではないか。

○その際、特に、120時間以上その他の要件を満たすキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラムは専門実践教育訓練の対象課程にすでに位置づけられていることとの対比で、60時間以上120時間未満の講座のキャリアアップ効果の観点での独自性、有用性等について、どのように評価するか。

3. 一般教育訓練給付の拡充の対象講座の訓練効果の評価方法等について

(※下記の論点を踏まえた3. の内容等について、資料1—3、55頁以降を参照)

- 上記1. 及び2. の論点整理を踏まえた上で、対象講座ごとに見込まれる訓練効果の評価方法等に照らして、講座の指定基準のあり方を検討する必要があるのではないか。一定の客観性・紛れのなさが求められるものでもあり、高率給付という観点での共通性・連続性のある専門実践教育訓練の制度設計（指標・水準）も参照しながら検討すべきではないか。
- 以上を基本としつつ、現行一般教育訓練対象講座の運営実態も踏まえ、また、一般教育訓練給付の拡充として一定の講座のバリエーションやボリュームが政策的に期待されることも踏まえた制度設計・運用としてはどうか（例：中退者の取扱い）。